

令和8年4月1日
校長決定

渋谷区立代々木中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法に基づき「当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。したがって、発生した場所が校内の行為だけではなく、校外の行為も対象となる。

(2) いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されない行為である。いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。したがって、本校では、すべての生徒が「いじめをせず、いじめられず、またいじめを傍観する」ことがない環境づくりを目指すとともに、どこの学校・学年・学級でも、いじめは起こり得るという視点から「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」、「再発防止」についての対策を講じる。

〔生徒〕

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを傍観し、見過ごしてはならない。

〔教職員〕

本校の教職員は、いじめの未然防止に向けて、この基本方針を取組の最低基準として対策を徹底して指導にあたり、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように努める。日頃より学校全体で「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめが疑われる場合は、組織的に「早期対応」にあたり、適正かつ迅速に「事実確認」を行う。なお発生後には迅速に指導にあたり「再発防止」を徹底する。これらの対策について保護者・地域・関係諸機関等との情報連携および行動連携により実施する。

2 組織

「代々木中学校いじめ対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、主幹教諭、学年主任

特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

〔所掌事項〕

- 未然防止に関すること
- 早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- 事案に対する事実確認等の早期の対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- 再発防止に関すること

〔開催〕

毎月1回（8月を除く）の定例会、および事案発生時の臨時会を開催する。

3 取組内容

(1) 未然防止

- ① 全ての教育活動を通じて人権教育および道徳教育の充実を図り、生徒の規範意識を高め、人間関係を構築する力を向上させる。
- ② 教職員と生徒、生徒同士がコミュニケーションをとる機会（ピア・サポート活動）を増やし、相互の信頼関係を構築する。生徒の特性に応じて、良さや個性を伸ばすよう努めるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成に取り組むとともに所属意識を高めるいじめ問題の起こりにくい学校づくりを行う。
- ③ 保護者、地域、関係諸機関との情報連携および行動連携を図る。
- ④ いじめの未然防止につながる生徒の自治活動である生徒会活動等の取組を支援する。
- ⑤ いじめに関する校内研修、人権教育に関する授業および「SOS の出し方に関する教育」を最低年2回実施する。
- ⑥ Web上（SNS等）で行われるいじめを防止するため、ネットリテラシーに関する指導について随時行う。ネット利用を禁止するのではなく、保護者との連携を図り「デジタルシチズンシップ（情報技術の利用に関する適切で責任ある行為規範）」の育成を図る。

(2) 早期発見

- ① いじめの早期発見のため、定期的にアンケート調査を実施する。
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査 年3回
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査 年1回
 - ・教育相談を通じた教員による生徒からの聞き取り（教育相談週間）
- ② いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめに関する相談を行えるよう、次の相談体制を整備する。
 - ・スクールカウンセラーによる相談
 - ・いじめ相談窓口の設置（管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に行う）
- ③ 保護者や地域住民等からの情報についても収集する。

(3) 事実確認

- ① いじめの相談を受けた場合は、相談を受けた生徒の人権に配慮しつつ、速やかに事実確認にあたり、いじめ対策委員会臨時会を開催する。
- ② 事情聴取、アンケート調査等適切な方法により、軽微ないじめについても認知して再発防止ができるよう事実の確認を迅速に行う。
- ③ 確認した内容と今後の対応については、迅速に組織として情報を共有するとともに、関係保護者とも共有する。
- ④ 事実確認の内容、情報共有の過程、指導の経過は、時系列で記録して教育委員会事務局へ報告する。

(4) 早期対応

- ① いじめ対策委員会において「対応方針」を周知し、組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全や安心を確保する。
- ③ いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を速やかに確保する。
- ④ いじめを行った生徒には、教育的配慮の下、いじめを許さないという毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 良かれと思って行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには丁寧に理解することができるよう指導する。
- ⑥ いじめを傍観していた生徒等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導する。

- ⑦ いじめの解決に向けた対応状況について、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進める。
- ⑧ 状況に応じて、保護者会の開催などにより情報を共有する。
- ⑨ 必要に応じて、関係諸機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき内容のいじめについては、教育委員会事務局及び代々木警察署 生活安全課等と相談・連携して対処する。
- ⑪ スクールソーシャルワーカー、関係諸機関等による家庭支援など、保護者等への相談支援体制についても活用する。

(5) 再発防止

- ① いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を継続して行う。
- ② いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言や支援を継続的に行う。
- ③ いじめの解消についての判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること、被害を受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるか等について、面談等を通じて確認した上で「いじめ対策委員会」において慎重かつ総合的に検討し校長が判断する。
- ④ 再発を防止するため、全教職員で継続して関係生徒を見守っていく。
- ⑤ いじめの事実を真摯に受け止め、学級及び授業等における人間関係を改善する工夫を行うとともに、保護者及び地域と課題の共有、連携をしながら、いじめ問題の起こりにくい学校づくりを行う。

(6) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態の定義
 - ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・生徒が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ② 重大事態が発生した旨を、教育委員会事務局に速やかに報告する。
- ③ 教育委員会事務局と協議の上、校長が必要と認める場合は、組織外からの職員や専門家を招聘し対応にあたる。
- ④ 前項により招聘した職員や専門家を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 前項の調査結果については、個人情報保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒・保護者等に対し事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

4 その他

- (1) この基本方針は、各種おたより、保護者会、公式Webサイトで周知する。
- (2) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、学校運営協議会等で適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止に関する学校の雰囲気に関すること。
 - ② いじめの早期発見のための相談活動等に関すること。
 - ③ いじめ問題の起こりにくい学校に（再発防止）するための生徒理解に関すること。